

○財務省告示第二百八十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年九月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十月十一日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（五年）（第三百三十
号）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその 運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第三条第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項、第四十七条第一項及び第
六十二条第一項
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

四 発行方法

五

募方

イ 入札発競争

ロ 入札発競争

ハ 入札発競争

ニ 入札発競争

ホ 入札発競争

ヘ 入札発競争

六

イ

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

入札発競争

価格競争入札特別参加者（第I非

各申込みの範囲内におおて各申

当てる。そのうち応募額を順位割

億円金額で一兆七千七百七十

うに基づき、財政法第四項の規

ついでに、九億二千九百九十九

に九億二千九百九十九円七角七

額を以て、そのうち九億二千九百

四億七千九百九十九円七角七

千九百九十九円七角七

十三二

初利行争非
期入価
利札格
子率発競

十四

後第
の二期
利子以

十五

償還
金額限

十六

償還
金額

十七

元利
支額

十八

入札
参加

平成二十九年九月二十日

財務大臣から通知を受けた者

年〇・一パーセント
 平成三十年三月二十日を
 とし、次の算式により算
 金額を支払う。ただし、
 が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払
 う。以下、
 次の期及び第十五号にお
 いて同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月
 十日、各支払期におい
 て、その日以前六月間
 に属する
 利子を支払う。

平成三十四年九月二十日
 額面金額百円につき百円

日本銀行